

令和6年度（2024年度）

高崎市の市民公益活動支援事業

高崎市総務部企画調整課

目 次

1	用語の解説	1
2	令和6年度市民公益活動支援事業計画	4
3	セミナー事業	5
4	市民公益活動団体交流会	6
5	市民公益活動公募事業	7
6	市民公益活動情報の提供	8
7	ボランティア人材登録制度	9
8	団体作業室の利用	10
9	NPO・ボランティアフェスティバル	11
10	書籍等の閲覧	13
11	「譲ります・希望します」	15

1 用語の解説

人々の価値観や生活行動が多様化した現代社会では、行政や企業では対応できないニーズや地域社会の課題が顕在化してきています。こうした課題等に向き合い、行政や企業とは異なる立場で“よりよい社会づくりのため、市民が自主的に行う社会貢献活動”を「市民公益活動」と呼んでいます。

市民公益活動には、ボランティア活動のほかに、サービスを受ける人やイベント・セミナーの参加者などから、ある程度の対価を受け取って行う活動も含まれます。自発的・自主的な活動、営利を目的としない活動、公益性のある活動という点が共通している市民活動です。

したがって、「市民公益活動団体」という場合には、活動に関わっている人全員、又はほとんどの人がボランティアである“ボランティア団体”の他に、特定非営利活動法人（NPO法人）のように、事務所を構え、有給のスタッフを雇っているような団体も含まれます。

○ ボランティアとは？

「volunteer」は、そもそも17世紀において英国で現れた言葉で、治安が悪化するなか、家族やコミュニティを守る「自警団」の意味で用いられたとされます。この言葉の語源は、ラテン語の「volo」（志す）といわれています。

ボランティアの活動は、他者や社会のために（**社会貢献性**）、自ら進んで行う（**自主性・自発性**）、金銭的な見返りを第一に求めない（**無償性**）活動といえることができます。労働の対価を求めない代わりに、活動に関わる個人の自発性に重点が置かれ、「無理をしないのでできる範囲です」というのが大きな特徴です。ボランティア活動には、「人として助けあい、励ましあう活動」「心と心のふれあいを大切にする活動」「地域の中でお互いに支えあう活動」「国際社会の一員として協力する活動」など、多様な広がりがあります。

○ 特定非営利活動法人（NPO法人）とは？

1995年に起きた阪神・淡路大震災を契機として、安定したボランティア活動を支える法的な基盤の整備が求められ、1998年3月に特定非営利活動促進法が制定されました。この法律に基づいて、一定の要件を満たした団体が申請し、認証されると「特定非営利活動法人（NPO法人）」として法人格を取得することとなり、社会的な契約を結ぶことが容易になりました。

（例…銀行口座の開設、事務所の賃貸借契約の締結、不動産の登記、電話の設置）

「特定非営利活動」とは、同法で定める20の分野（※参照）において「不特定かつ多数のものの利益」の増進に寄与し、営利を目的としないことをいいます。この「営利を目的としない」とことは、利益をあげてはいけないということではなく、「利益があっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成す

るための費用に充てること」をいいます。したがって、役員やスタッフに報酬
給与等を支給できます。

※ 特定非営利活動促進法で定める20の分野

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は
援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で
定める活動

「NPO」とは、Non Profit Organization（非営利組織）の略であり、利益を目的とせず、社会的な使命を持った民間の組織のことで、「非営利の市民公益活動団体」という意味で、ボランティア団体、NPO法人などを包括的に指して使用されます。「NPO法人」は特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

また、「ボランティア」が基本的に「個人」に注目した言葉であるのに対して「NPO」は「組織」に注目した言葉です。「ボランティア」は活動に参加する側で「NPO」は参加する場所を作ったり、参加を求めたりする側ともいえるでしょう。

- 認定特定非営利活動法人制度（認定NPO法人制度）とは
NPO法人のうち、下記の認定基準を満たす法人は、所轄庁である群馬県から認定されることで、税制上の優遇措置*1を受けることができます。

認定の基準

- ①パブリックサポートテスト（PST）*2に適合すること
- ②事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること
- ③運営組織及び経理が適切であること
- ④事業活動の内容が適切であること
- ⑤情報公開を適切に行っていること
- ⑥事業報告書を所轄庁に提出していること
- ⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと
- ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること

*1 当該法人が、収益事業から得た利益を本来目的の非収益事業に使用した場合に、一定の範囲で損金に算入できる「みなし寄付金制度」のほか、個人の寄附、法人の寄附、相続人等の相続財産等の寄附は、寄附者にも税制上の優遇措置が受けられます。

*2 パブリック・サポート・テスト（PST）とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるものです。PSTの判定にあたっては、「相対値基準」、「絶対値基準」、「条例個別指定」のうち、いずれかの基準を選択できます。また、財政基盤が弱い法人等への支援として、PSTに関する基準が免除される仮認定NPO法人制度があります。各基準の詳細は下記の解説のとおりです。

- ①相対値基準・・・実績判定期間における経常収入金額の占める割合が5分の1以上であることを求める基準です。
- ②絶対値基準・・・実績判定期間内の各事業年度中の寄付金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数が、年平均100人以上であることを求める基準です。
- ③条例個別指定・・・認定NPO法人としての認定申請書の提出前日までに、事務所のある都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていることを求める基準です。

2 令和6年度市民公益活動支援事業計画

政策	施策	事業	概 容	ページ
市民公益活動への支援	市民公益活動の人材育成	セミナー事業	市民公益活動を進めるために必要な知識や技術の習得を図るため実施するもの	5
		市民公益活動団体交流会	市民公益活動団体を対象とした市民公益活動に関する知識・情報の習得・本市の市民活動支援に関する情報提供、また関係者間の交流を促し団体活動能力の向上を図るため実施するもの	6
		市民公益活動公募事業	市民公益活動の事業企画を公募し、選考した事業を応募団体に委託して実施するもの	7
	市民公益活動の情報提供	市民公益活動情報の提供	ホームページや印刷物配布による情報の提供 ・市民公益活動団体の活動、事業情報 ・ボランティア募集情報	8
		ボランティア人材登録制度	市等の事業・行事におけるボランティア募集情報の提供（対象：登録した個人及び団体）	9
		団体作業室の利用	市民活動センター内団体作業室の利用について	10
		NPO・ボランティアフェスティバル	市民公益活動団体の活動状況を伝えるイベント	11
		書籍等の閲覧	市民公益活動関連書籍等の閲覧	13
		「譲ります・希望します」	物品の寄附ボランティア活動に関する情報の提供	15

3 セミナー事業

この事業は、市民公益活動の実施や市民公益活動団体の運営に資する知識・技術の向上を図る目的で実施しています。

○ 事業の対象者

セミナーの内容に応じ、次の方々に参加を呼びかけます。

- ・市民公益活動に関心がある方
- ・既に市民公益活動団体の構成員として活動している方

(参考—事業実績)

年度	セミナーの内容	場所
H22	エクセル会計セミナー	市役所
23	NPOチラシ作成セミナー	市役所
24	資金調達、助成金活用セミナー	市民活動センター
25	マナーセミナー	市民活動センター
26	話し方セミナー	市民活動センター
	救急救命講習	
27	リフレーミングセミナー	市民活動センター
28	カメラ撮影セミナー	市民活動センター
29	カラーコーディネートセミナー	市民活動センター
30	スピーチ力UPセミナー	市民活動センター
R1	コミュニケーションセミナー	市民活動センター
2	広報セミナー	市民活動センター
3	ホームページ作成セミナー	市民活動センター
4	新しい仲間づくりのためのセミナー	市民活動センター
5	次世代を担う仲間づくりのためのセミナー	市民活動センター

4 NPO・ボランティア団体交流会

この事業は市民公益活動団体を対象とした市民公益活動に関する知識・情報の習得・本市の市民活動支援に関する情報提供、また関係者間の交流を促し団体活動能力の向上を図ることを目的とします。

○ 団体交流会の役割

- ・本市の市民活動支援や関係機関の最新概要を知る場
- ・本市の市民公益活動の現況や各団体に関する最新の情報を得る場
- ・各団体が抱える課題等について意見を交わし、諸課題の解決や団体同士の連携など団体間ネットワークの形成の場

実施年度	内容
令和3年度	助成金情報、市民公益活動公募事業実施報告、団体交流会
令和4年度	市民公益活動公募事業実施報告、団体交流会
令和5年度	市民公益活動公募事業実施報告、団体交流会

5 市民公益活動公募事業

この事業は、市民の自主的・自発的な非営利の社会貢献活動（市民公益活動）への市民参加の促進と、市民公益活動団体（ボランティア団体や特定非営利活動法人などの非営利組織）の活動の振興を図ることを目的とします。

1 事業内容

市民公益活動への市民参加のきっかけづくりのための講演会、学習会等の事業企画を市民公益活動団体から公募し、選考した事業を応募者に委託して実施するものです。

(1) 事業の実施形態

原則として、市と事業の受託者との共催

(2) 委託料の額

15万円以内

*複数採用された場合、委託料が減額となる場合があります。

(3) 委託件数

若干数

(4) 事業のテーマ

市民が市民公益活動へ参加できる機会を提供するものであり、事業の受託者の活動に関連するもの

(5) 事業の形式

講演会、学習会、シンポジウム、講座又は体験学習

2 応募要件

応募に当たっては、次のいずれの条件も満たすことが必要です。

(1) 高崎市内に事務所を置き、市内を中心に活動している市民公益活動団体であること

(2) 1団体について1事業の応募であること

(3) 応募者が特定非営利活動法人の場合、特定非営利活動促進法又は群馬県特定非営利活動促進法施行条例の規定を遵守していること

(4) 事業に参加する者すべてを被保険者とする保険に加入すること

3 公募開始及び申込締切の日

(1) 公募開始日 令和6年5月1日（水）

(2) 申込締切日 令和6年5月24日（金）

※ 申し込みは、市民公益活動促進センターへ（郵送可、締切日必着）

4 詳細事項

詳しくは「令和6年度高崎市市民公益活動公募事業実施要領」をご覧ください。

6 市民公益活動情報の提供

市では、情報提供支援を希望する市民公益活動団体のプロフィールを市のホームページに掲載しています。

また、市民公益活動団体やボランティア受入施設等からの依頼に基づき、下記に掲げるものについて、市のホームページへの掲載や印刷物を高崎市市民活動センターソシアスや市役所本庁舎1階に設置してある書架に備えるなど、多くの市民にさまざまな情報をお伝えしています。

○ 情報提供支援を行う内容

- ・ボランティアの募集
- ・市民公益活動としてのイベントの参加者、観覧者等の募集
- ・印刷物の配布

*市役所が支援（例：補助・委託・後援）し、市民組織が実施する事業や市民イベント（例：おまつり）などは、担当課が情報提供面についても支援しますので、ここでの取扱いは行いません。

1 市の情報提供支援を受けることができる要件

- (1) ボランティアを募集する場合、その自主性（自発性）が確保されていること。
- (2) 次のいずれの事項にも該当しないこと。
 - ・もっぱら営利の追求を目的とし、かつ公益性を欠くもの
 - ・政治活動又は宗教活動に該当すると認められるもの
 - ・事業の効果が特定の団体又は個人のみを帰属すると認められるもの
 - ・印刷物に参加費等を掲載する場合、資料代等実費を超えるもの
- (3) 依頼者がNPO法人の場合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）や群馬県の例規の規定を遵守していること。

2 依頼のしかた

情報提供の支援を希望する団体等は、市民公益活動促進センターに備えてある依頼書（市のホームページからも取り出すことができます）に必要事項を記入し、提出してください。

3 提出先

市民公益活動促進センター

〒370-3531

高崎市足門町1669番地2 高崎市市民活動センターソシアス内

電話：027-329-7116 FAX：027-372-3121

メール：shiminkoueki@city.takasaki.gunma.jp

7 ボランティア人材登録制度

この事業は、公共の利益のために活動することを希望する方々の活力を、市民参加により市などが実施する事業や行事に活かしていただくため、登録をしている個人や団体に対し、ボランティア募集などの情報を提供しています。

登録をご希望の方は、市民公益活動促進センター（Tel.027-329-7116）にお問い合わせください。

1 情報提供する事業・行事等

- (1) 市、広域消防などの一部事務組合、県又は国が行うものか、あるいはそれらから委託・補助を受けた市内の団体が行うものです。
- (2) 災害支援及び市長が特に認めるものについては、この制度における事業・行事等とみなします。

2 登録資格

- (1) 個人の場合…県内に居住する者（18歳未満は保護者の同意を要します）
- (2) 団体の場合…ボランティア活動に関心がある県内に所在する団体

3 情報提供の方法等

印刷物の郵送、メール、FAXのいずれかによります。

また、緊急を要する場合には、電話によることがあります。

4 登録期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの登録期間で、途中で登録をされた方の登録期間は、その残期間となります。（以後2年ごとに更新手続き）

5 その他

ボランティア募集の情報のほか、特定の分野における登録者に対しては、その分野のボランティア活動を行う上で必要な知識や技術の向上に資する講演会、研修会、セミナー、シンポジウム、訓練などの開催案内をお送りすることがあります。

8 団体作業室の利用

高崎市市民活動センターソシアスでは、市民公益活動団体を支援することを目的として、団体作業室を用意しており、閉館日を除く午前9時から午後10時まで無料でご利用いただけます。

作業室は、10人程度での会議や打ち合わせ等にご利用でき、その際の参考資料となるよう、市民公益活動に関する本を多数用意しております。また、印刷機、折機、裁断機を設置し、チラシの作成等にご活用いただけます。その他、数に限りはありますが、鍵つきロッカーを設置しており、団体所有の物を保管することができます。

なお、1Fのメールボックスについても、団体同士の連絡用としてご利用いただけます。

ご利用上の注意事項

- *ご利用の際は、1階の事務室にて利用簿に記入をしてください。
- *ご利用には事前に団体登録が必要になります。
- *他団体と作業時間が重なった場合は、共用とさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
- *印刷機は、製版代50円、印刷代10枚10円で、用紙は持込となります。
硬貨のみの対応で、両替はいたしかねますので、印刷機をご使用の際は、印刷用紙と硬貨のご用意をお願いいたします。
- *印刷機利用料の領収書の発行はいたしません。
- *作業室では飲食できません。
- *本は閲覧のみで貸し出しはできません。
- *ロッカー、メールボックスについては、市民公益活動促進センターで利用登録を承ります。
- *市民活動センターソシアスの臨時閉館日（全館貸切日を含む）はご利用できません。
団体作業室の閉館日は市民公益活動促進センター及び市ホームページにてご確認いただけます（「団体作業室利用案内」で検索）。

9 NPO・ボランティアフェスティバル

この事業は、多くの市民の方々に市民公益活動への理解を深めていただく場を提供することを目的に実施するものです。日ごろの活動成果を発表する機会として、ぜひご参加ください。このフェスティバルは、参加される団体の皆さんが主体となってつくるイベントですので、参加にあたっては、会議への出席、企画の検討、会場の準備、当日の運営など、積極的な活動をお願いします。

1 日時

実施予定日：令和7年2月22日（土）10時～15時

2 場所

高崎市市民活動センターソシアス（高崎市足門町1669番地2）

3 NPO・ボランティアフェスティバルとは？

NPO・ボランティアフェスティバルは、令和6年度で第14回を迎えます。

これから地域で何かしてみたいと考えている市民を対象に、高崎市内で活躍しているさまざまな市民活動団体の情報や活動状況を知ってもらうことによって、市民公益活動への参加のきっかけづくりを目的として開催する、市民活動の見本市です。

また、参加する団体同士の交流の場として、相互に連携を深めることも目的としています。

4 内容

参加団体の自主企画事業の集合行事として開催します。

(例)

ホール：自主コンサート、各種発表イベント、公開プレゼン等

各部屋：各団体の活動紹介（パネル展示等）、交流コーナー、各種相談会、シンポジウム、体験学習等

※参加が決まった団体は、実行委員会に参加し、この実行委員会において、全体のイベント内容を決定していきますので、実行委員会議には必ず出席をお願いします。

5 日程（予定）

4月～9月 参加意向確認の通知、交流会（セミナー）開催

9月下旬 参加団体募集通知の発送

10月下旬 参加団体募集の締切

11月～1月 実行委員会開催（3回開催予定）

1月～2月 チラシ、広報高崎（2月1日号）等にて開催内容を広報

2月中旬～3月 前日準備、当日、参加報告書の提出

6 注意事項

販売行為、募金箱の設置及び参加料の徴収はできません。

7 企画・運営

NPO・ボランティアフェスティバル実行委員会

10 書籍等の閲覧

市民公益活動に関する書籍や報告書等を閲覧できます。

○ 場 所 高崎市市民活動センターソシアス

○ 貸出時間 9:00～17:15

*土、日、祝日、年末年始はお休み

*今年度は、『寄付をしてみようと、思ったら読む本』を購入予定です。

1、市民公益活動団体の設立、運営	
書 籍 等 の 名 称	出 版 元
改訂版NPO法人設立・申請完全マニュアル	Jリサーチ出版
図解NPO法人のつくり方 運営のしかた	日本実業出版社
NPO・一般社団法人・一般財団法人設立実践マニュアル	三修社
新公益法人の移行・再編・転換・設立ハンドブック	日本法令
NPO実践マネジメント入門	東信堂
改訂版NPOマネジメント	放送大学教育振興会
草の根NPO運営術	ひつじ書房
初めての人のための社会起業のしくみとNPOの運営ガイド	三修社
休みのとれるNPOの働きかた	神戸新聞総合出版センター
NPO法人運営・税務完全マニュアル	Jリサーチ出版
NPO法人のすべて 増補8版	税務経理協会
NPO法人会計基準	NPO法人会計基準協会
これ1冊で実務に対応できる基礎からわかるNPO会計	合同出版
NPOの資金づくりがわかる本	学陽書房
市民活動に活かす助成金取得ガイド	プリメド社
NPOのためのマーケティング講座	学芸出版社
こうだったのかNPOの広報	大阪ボランティア協会
NPOのためのIT活用講座（効果が上がる情報発信術）	学芸出版社
人が集まるボランティア組織をどうつくるか	ミネルヴァ書房
セミナー・イベント主催で成功する71の秘訣	セルバ出版
チラシの教科書	すばる舎

2、市民公益活動団体の活動、参加	
書 籍 等 の 名 称	出 版 元
プロが教えるよくわかるNPO入門	Jリサーチ出版
NPOで働く	東洋経済新報社
社会貢献でメシを食う	ダイヤモンド社
NPOがわかるQ&A	岩波ブックレット

書籍等の名称	出版元
NPOという生き方	PHP研究所
いまあなたにできる50のこと	WAVE出版
幸せを届けるボランティア 不幸を招くボランティア	河出書房新社
プロボノ	勁草出版
初歩的な疑問から答えるNPOの教科書	日経BP社
大学生のためのボランティア活動ハンドブック	ふくろう出版
学生のためのボランティア論	大阪ボランティア協会
地方発みんなでつくる子育て支援	子どもの未来社
主婦たちがつくった暮らしの砦	自治体研究社
団塊世代の地域デビュー心得帳	ぎょうせい
60歳から少しだけ社会貢献を始める本	実務教育出版
学校ボランティアハンドブック	ほんの森出版
災害ボランティアブック	平凡社
災害ボランティアの心構え	ソフトバンク新書
災害ボランティア健康管理マニュアル	中央医学社
これからの配食サービス	かもがわ出版
養護教諭の応援団保健ボランティア	少年写真新聞社
新傾聴ボランティアのすすめ	三省堂
いっしょにやろうよ最新国際ボランティアNGOガイド	三省堂
にほんごボランティア手帖	凡人社
にほんごボランティア手帖すぐに使える活動ネタ集	凡人社
メイクアウィッシュの大野さん	メディアファクトリー
知っていますか？ボランティア・NPOと人権一問一答	解放出版社
先生、NPOって儲かりますか？若者達が地元で賢く生きる方法	春風社
ボランティアってなんだっけ？	岩波書店
60分でわかる！SDGs超入門	技術評論社
ボランティアと有償ボランティア	弦書房

3、協働

書籍等の名称	出版元
新しい公共と自治体	信山社
住民・行政・NPO協働で進める最新地域再生マニュアル	朝日新聞出版
市民ファンドが社会を変える	コモンズ

4、白書、用語解説

書籍等の名称	出版元
ボランティア・NPO用語事典	中央法規出版

1 1 「譲ります・希望します」

(寄附ボランティア活動情報提供制度)

1 制度の流れ

- (1) 他者に寄附することが可能な物品をお持ちの方、又は他者から寄附を受けたい物品があるという方が市に登録します。
- (2) 市は、広報高崎「しみんガイドTAKASAKI」欄にて制度の周知を行うほか、市のホームページにて物品の登録状況を随時掲載します。
- (3) 登録情報を見て物品希望者が市に連絡し、市から登録者への連絡方法を入手し、登録者に連絡します。
- (4) 物品の寄附に関する交渉は、当事者同士が行います。

2 登録できる生活物品

登録できる物品は、次のとおりです。

- ① チャイルドシート、ベビーカー、三輪車などの乳幼児・児童の子育て用品
- ② 介護用ベッド又は車イスなどの福祉・介護用品
- ③ 家具類

(＊機械類、電気製品、ふとん、衣料、自転車は対象外です)

3 事務手続き

- (1) 登録を希望する方は、市民公益活動促進センターに備えてある申込書（市のホームページからも取り出すことができます）に必要事項を記入し、市に提出してください（持参、メール、FAX又は郵送）。
また、電話（027-329-7116）でも申し込むことができます。
- (2) 登録の有効期間は、登録日から3か月間です。
- (3) 一度登録した物品に関し、(2)の期間中に寄附が不成立であった場合、その登録者は、一度目の登録期間が終了した後2か月間は再登録ができません。
- (4) 寄附が成立した場合、登録者が成立した旨を市に報告してください。
市は、その報告を受けて、ホームページへの情報の掲載を中止し、それ以後の他の市民からの問い合わせに対して成立済みであることを伝えます。

4 注意事項

- (1) 市は、物品の譲渡、故障又は欠陥その他の問題に関し、いかなる責任も負いません。
- (2) 利用者は、この制度で知り得た個人情報に関し、この制度の目的以外に利用又は使用しないでください。

令和6年度（2024年度）高崎市の市民公益活動支援事業

令和6年4月

編集・発行

総務部企画調整課地域づくり担当（市民公益活動促進センター）

〒370-3531

高崎市足門町1669番地2 高崎市市民活動センターソシアス内

電話 027（329）7116

メール shiminkoueki@city.takasaki.gunma.jp

ホームページ <https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/3993.html>